【z271】乗船業務手当

<table>
<tr><th rowspan="2">支給対象業務</th><th colspan="4">手当の支給を受ける者の範囲</th><th rowspan="2">支給額</th></tr>
<tr><th>所属公署（※－は指定なし）</th><th>病院等</th><th>企業局</th><th>技労職</th></tr>
<tr><td>①漁業に関する指導及び調査の作業に従事したとき</td><td>人事委員会規則で定める船舶（調査船、調査指導船その他これらに準ずるものとして任命権者が定める船舶）に乗り組んだ職員</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">該当</td><td rowspan="3">円／日
490
（心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める作業場（騒音等により勤務環境が劣悪であ</td></tr>
<tr><td>②水産教育の航海実習指導の業務に従事したとき</td><td>人事委員会規則で定める船舶（水産高等学校練習船）に乗り組んだ職員</td></tr>
<tr><td>③前二項類するものとして人事委員会規則で定める作業（航海中における遭難船舶の救助の作業）に従事したとき</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="6">る機関室）において従事した場合にあっては、当該額に 290 円を加算した額）とする。
業務のために航海中に漁労の作業に従事した職員の手当の額は、前項の規定により得られる額に一航海につき人事委員会規則で定めるところにより算出した額（漁獲水揚高から漁獲物の販売に要した経費を差し引いた額）の百分の十九・八に相当する額を支給総額として任命権者が当該職員の職務に応じて定める額を加算した額とする。</td></tr>
</table>